

財政制度等審議会 財政投融资分科会

参 考 資 料

平成 25 年 10 月 23 日
文 部 科 学 省
独立行政法人日本学生支援機構

目次

- 回収に向けた取組について ……2頁
- 延滞状況の改善が進まない学校名の公表について ……8頁
- 参考データ ……9頁

(独)日本学生支援機構における奨学金の抜本的な回収に向けた取組

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」の提言等を踏まえ、回収促進策を実施

- [平成16年4月～] ・ 金融機関実務経験者の採用による回収業務改善
- [平成21年10月～] ・ コールセンターの設置(延滞債権増加抑制のための対策)
 - ・ 延滞者への督促架電の早期における集中実施(延滞3ヶ月未満)
 - ・ 民間の債権回収会社への委託を3ヶ月以上9ヶ月未満の延滞者は全員実施
 - ・ 法的措置の早期化(延滞1年以上 → 延滞9ヶ月以上)
- [平成22年4月～] ・ 延滞3ヶ月以上の者の個人信用情報機関への登録
 - ・ 返還誓約書の提出時期の早期化(貸与終了時 → 採用時)
- [平成22年7月～] ・ 自らの債務状況を電子的に照会できるシステムの構築
- [平成23年1月～] ・ 減額返還制度の導入
- [平成23年6月～] ・ 学校への住所情報の照会
- [平成24年4月～] ・ 「所得連動返還型の無利子奨学金制度」の導入

等

(有利子奨学金新規返還者の回収率※)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
回収率	95.7%	95.2%	95.8%	96.0%	96.3%

※当該年度に返還を開始(10月)した者の当該年度末時点における回収率。

(有利子奨学金のリスク管理債権)

(単位: 億円)

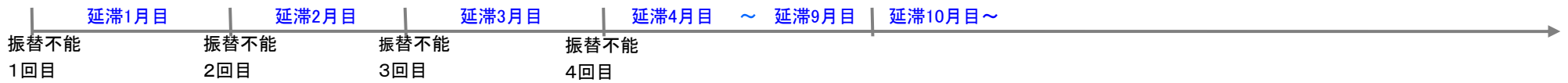
区分	22年度末	23年度末	24年度末
総貸付残高	43,499	48,456	53,048
破綻先債権	77	82	86
3月以上延滞債権	1,524	1,578	1,657
小計<延滞債権額> (比率)	1,601 (3.7%)	1,660 (3.4%)	1,743 (3.3%)
返還猶予債権	924	1,242	1,498
合計<リスク管理債権> (比率)	2,525 (5.8%)	2,902 (6.0%)	3,241 (6.1%)

(有利子奨学金の回収率)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		25年度
					うち4-8月	4-8月まで	
全体の回収率	85.6%	85.2%	85.4%	85.6%	85.8%	33.4%	34.0%
延滞1年未満債権※	71.8%	75.5%	78.5%	83.3%	85.1%	34.6%	35.6%
延滞3ヶ月未満	89.0%	88.9%	89.8%	90.9%	91.4%	41.4%	41.7%
延滞3ヶ月以上～延滞6ヶ月未満	48.7%	61.1%	65.0%	76.2%	80.2%	20.3%	20.3%
延滞6ヶ月以上～延滞1年未満	40.6%	47.9%	57.7%	64.3%	70.1%	21.4%	25.9%
延滞1年以上債権	11.4%	13.7%	15.3%	14.4%	12.2%	5.1%	5.8%

※期首において、延滞1年未満等であった債権の期末における回収率。

返還金回収の流れ



口座振替(自動引落)による返還

人的保証

- | | | |
|--------------|------------------|----------------------|
| ○振替不能通知 (本人) | ○振替不能通知 (本人) | ○振替不能通知 (本人) |
| ○個信予告通知 (本人) | ○個信注意通知 (本人) | ○個信警告通知 (本人) |
| | ○督促状 (連帯保証人) | ○督促状 (連帯保証人、保証人) |
| ○督促架電 (本人) | ○督促架電 (本人、連帯保証人) | ○督促架電 (本人、連帯保証人、保証人) |
- 督促架電 (外部委託)

機関保証

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○振替不能通知 (本人) | ○振替不能通知 (本人) | ○振替不能通知 (本人) |
| ○個信予告通知 (本人) | ○個信注意通知 (本人) | ○個信警告通知 (本人) |
| ○住所照会 (連絡人) | ○住所照会 (連絡人) | ○住所照会 (連絡人) |
| ○督促架電 (本人) | ○督促架電 (本人) | ○督促架電 (本人) |
- 督促架電 (外部委託)

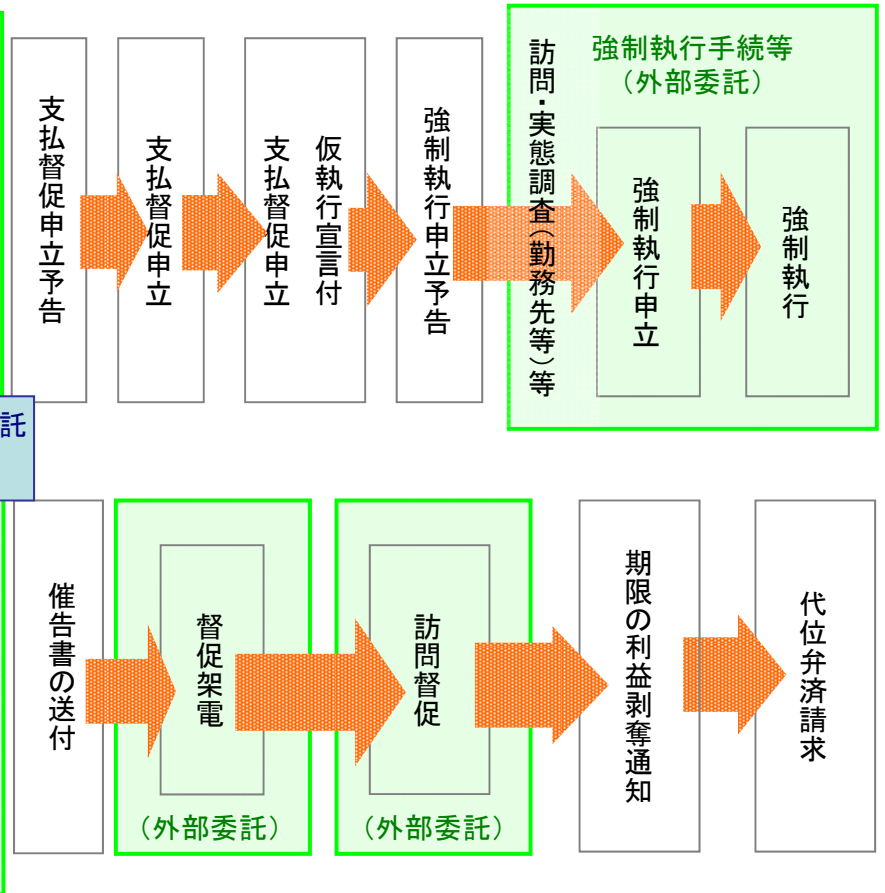
延滞情報登録

- 受託通知 (本人,連帯保証人,保証人)
- 督促状 (本人,連帯保証人,保証人)
- 電話督促 (本人,連帯保証人,保証人)
- 訪問督促・住所調査 (本人,連帯保証人)

民間の債権回収会社への委託 (外部委託)

- 受託通知 (本人)
- 督促状 (本人)
- 電話督促 (本人)
- 訪問督促・住所調査 (本人)
- 住所照会 (連絡人)

法的措置・代位弁済による回収



上記のとおり延滞初期における督促の集中実施、法的措置の強化、サービサー及び個人信用情報機関の積極活用等を通じて、回収強化の取組を進めている。

返還金の回収促進のための今後の取組について

◆ 奨学生や返還者に関する情報収集・データの更新と分析

→ 「奨学金の延滞者に関する属性調査」を実施し、平成25年度に設置した「調査分析室」と、奨学金事業部が連携し、延滞の要因分析やその対応策の検討を行うとともに（P5参照）、「債権管理・回収等検証委員会」において、回収状況や債権管理・回収方法の在り方について、継続して検証。

◆ 適格認定のより適切な実施に向けた見直し

→ 「警告」に関する実態調査結果を踏まえ、学校が適切な認定を行い、適格認定制度が学業成績の向上促進に向けてより実効性を持つものとなるよう、「適格基準の細目」の内容の明確化や、認定後の指導方法の改善等を実施するとともに、学業成績等の基準の厳格化を検討。（P7参照）

◆ 奨学生や返還者と機構・学校との間のコミュニケーションの強化

→ 「延滞者に関する属性調査」における延滞者からの回答等を踏まえ、奨学金制度に対する理解の増進、奨学生への指導、返還金の回収促進のために、例えば「初回から連続して口座振替不能となった者に対し、予め本機構で用意した文書を学校から送付する」ことを検討する等、学校等との連携を更に強化するとともに、事務担当者向けの研修会等を引き続き実施。

◆ 返還・回収しやすくするための工夫

→ 奨学生・返還者からの「申請手続きが煩雑である」との意見等を踏まえ、学校を卒業したばかりの新規返還者の減額返還申請時の証明書添付の一部省略や、インターネットを利用した申請手続きの利便性の向上（繰上げ返還の申請、本人のみならず、連帯保証人、保証人の住所変更等）に向けた検討。

→ 「所得連動返還型の無利子奨学金制度」を充実し、卒業後に一定の年収を超えた時点で一定額を返還する現行制度から、卒業後の年収に応じた額を返還する柔軟な制度へ改善。

◆ 法的措置の強化（連帯保証人等に対する強制執行手続きの確実な実施等）

→ 債務名義取得後に返還のない連帯保証人等に対し、強制執行手続きを着実に実施。



一層の回収促進・回収率向上を図る

調査分析機能充実のための体制の整備

「調査分析室」の設置(平成25年4月)

<目的>

「独立行政法人日本学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」報告書(平成24年9月12日)を受け、調査分析機能の強化のため、政策企画部総合計画課に「調査分析室」を設置し、機構における調査分析の総括を行うことを目的とする。

調査・分析及び対応策の検討

【調査分析室】

- 機構が実施すべき調査内容の検討
- 各事業部の主要な調査について、より効果的な実施方法、分析事項等の検討
- 各事業部で実施した調査結果データの集中管理

調査分析室と各事業部が連携して調査・分析を実施し、
調査結果・分析結果を踏まえた対応策を検討

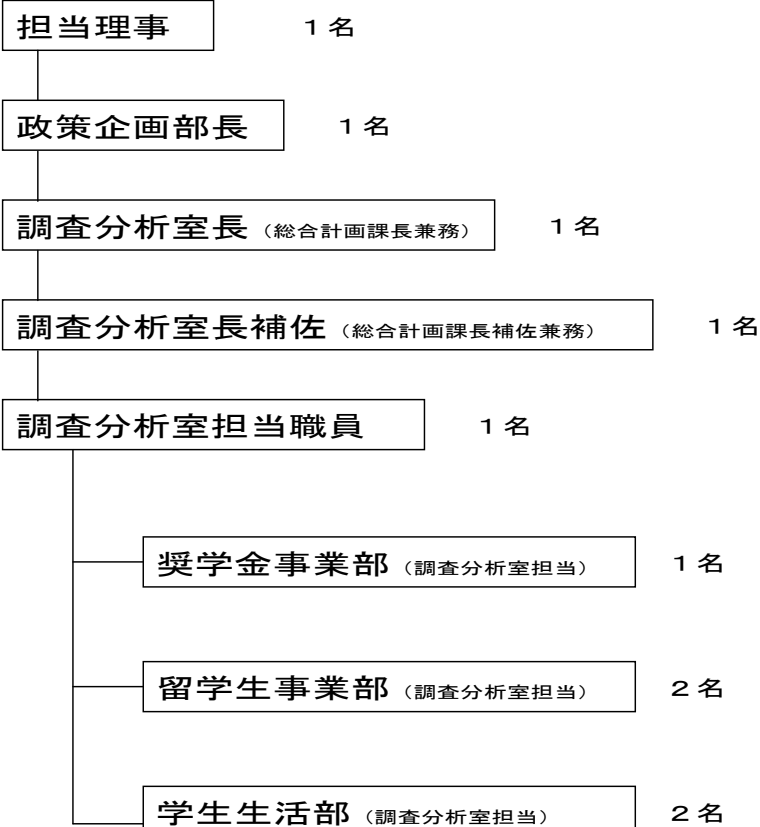
検討結果を踏まえ、各事業部で対応策を実施

奨学金事業部

留学生事業部

学生生活部

【調査分析室の体制】



奨学金貸与期間中の「適格認定」について

【目的】 適格認定は、以下の①から④に掲げることを目的として、奨学生としてふさわしい適格性を有する者であるか否かを認定するもの。

① 適格認定を受けることを通じて奨学金の必要性を自ら判断させる。② 奨学生としての自覚を促す。③ 有意義で充実した学生生活を送ることができるようにする。④ 「貸与額通知書」により奨学金貸与額及び将来の返還額を確認させる。

【実施方法】 日本学生支援機構が定めた基準に基づき、奨学生の在学する学校長が実施し、機構に報告。機構は、当該学校長からの報告に基づき、奨学生に対してとるべき処置を決定し、必要に応じて処置結果を学校を通じて奨学生に通知。

<適格認定の基準>

1. 人物	態度・行動が奨学生にふさわしく、奨学金の貸与には返還が伴うことを自覚し、良識ある社会人として活躍できる見込み。
2. 健康	今後とも引き続き修学に耐えうるものと認められる。
3. 学業	おおむね標準的に修得すべき単位又は科目を修得しているとともに、学修の意欲があり確実に卒業(修了)できる見込み。
4. 経済状況	修学を継続するために引き続き奨学金の貸与が必要であると認められる。 ※学校長は、奨学生の収入と支出を確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額を選択するよう奨学生に指導すること。

<毎年1回学校長が確認を行い、機構に報告>

(単位:人)

<機構の「処置」>

		実施結果(平成24年度)		
		無利子	有利子	総数
継続	下欄に該当しない者	260,649	599,859	860,508
激励	「警告」該当者ほどではないが、他の学生に比べ劣っている者	6,517	28,413	34,930
警告	(1)卒業延期のおそれはないが、修得単位が標準の1/3程度以下の者	2,319	10,049	12,368
	(2)学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者			
	(3)仮進級となった者等			
停止	(1)学業成績は廃止該当者と同程度だが、成績不振の理由が真にやむを得ないと認められ、かつ、成業の見込みがある者	2,506	9,482	11,988
	(2)停学その他の処分を受けた者等			
廃止	(1)原級にとどまった者又は卒業延期のおそれがある者	1,695	8,031	9,726
	(2)修得単位が皆無又は極めて少ない者等			
処置者(A)		13,037	55,975	69,012
審査対象者(B)		273,686	655,834	929,520
比率(A/B)		4.8%	8.5%	7.4%

適格認定の基準等の見直しについて

平成23年度適格認定、平成24年度適格認定について、「警告」認定者全員を対象とした実態調査を実施。
→ 本来「廃止」とすべき案件が「警告」と認定される等、不適切な認定が判明

実態調査結果等を踏まえ、各学校へ対して厳格な適格認定の実施について改めて要請するとともに、
適格認定の基準等について、以下の見直しを予定。

適格認定の基準等の改定方針

【「適格基準の細目」の改定について】

○内容の明確化

- ・ 「廃止(停止)」、「警告」、「激励」の順に、各区分への該当の有無を適切に認定するため、「適格基準の細目」の表記方法を改め、要件等を明確化

○学業成績の基準等の厳格化

- ・ 適格認定が、学業成績の向上促進に向けてより実効性を持つものとなるよう、学業成績の基準(例:修得単位数)等をより厳格化

【認定後の指導の改善について】

○実効性のある指導

- ・ 「停止」、「警告」及び「激励」認定者に対し、機構の理事長名の処置通知と併せて、認定内容に係る説明文書を、学校を通じて交付
- ・ 「停止」及び「警告」認定者は、処置内容を確認し学業に精励する旨を記載した書類に署名・押印のうえ、学校に提出

延滞状況の改善が進まない学校名の公表について

現在までの検討・対応状況

「奨学金の返還促進に関する有識者会議」報告書(平成20年6月)

大学等学校の指導のあり方が延滞率に影響を与えていることに鑑み、延滞率が高く、かつ、一定の猶予期間においても延滞率の改善が進まない学校名を公表することについても検討する。

独立行政法人日本学生支援機構第二期中期計画(平成21年度～平成25年度)

大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。



【延滞状況の改善に向けた取組】

- 毎年1回各学校に対して、「奨学金の返還延滞の防止について(依頼)」を送付し、全国平均の延滞率と当該学校の延滞率を通知し、学生への返還指導を要請。
- 各学校への新規奨学生の採用予定数の配分において、延滞率を加味し、延滞率の高い学校については配分数を減少。
- 奨学金担当事務職員向けの研修会において回収促進への協力を依頼するとともに、各学校における卒業生等を対象とした返還説明会の確実な実施を要請し、返還説明会へ機構職員を派遣。



今後の方向性

延滞状況の改善を進めるため、各学校へ対して更なる指導を実施するとともに、延滞状況の改善が進まない学校については、学校名の公表についても、公表対象、公表方法、公表項目の工夫を含め、具体的内容について検討し、関係機関との調整を進め、今中期計画期間の最終年度である平成25年度末までに、具体的な方策を決定する。

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の概要

【目的】 日本学生支援機構の奨学金事業は、日本国憲法(第26条)、教育基本法(第4条3項)に基づき、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、教育の機会均等及び人材の育成の観点から実施。

日本国憲法 第26条(第1項)

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

教育基本法 第4条

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

【対象】 大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校(専門課程)の学生・生徒

【奨学金の申請手続き】 予約採用と在学採用の二通り

「予約採用」…入学前に奨学金を申込み、奨学金の貸与を予約する手続き。申込みは所属高等学校等を通じて行う。

「在学採用」…入学後に奨学金を申込み手続き。申込みは所属大学等を通じて行う。

「所得連動返還型の無利子奨学金制度」(平成24年度から導入)

低所得世帯(年収300万円以下)の学生等を対象とし、奨学金の貸与を受けた本人が、卒業後に一定の収入(年収300万円)を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。(大学院を除く)

《平成26年度概算要求》

貸与人員 : 147万3千人(3万人増)

事業費総額 : 1兆2,301億円(320億円増)

区分	無利子奨学金事業	有利子奨学金事業
貸与人員	49万6千人(7万人増)	97万7千人(4万人減)
事業費	3,307億円(395億円増)	8,995億円(75億円減)
	うち 一般会計 復興特会 財政融資資金	財政融資資金
	一般会計・復興特会(政府貸付金) 1,054億円 [うち復興特会71億円]	8,770億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 3万円、5.4万円	学生が選択 (大学等の場合) 3、5、8、10、12万円
貸与基準	学力	①平均以上の成績の学生 ②特定分野において特に優秀な能力を有すると認められる学生 ③学修意欲のある学生
	家計	・高校成績が3.5以上(1年生) ・大学成績が学部内において上位1/3以内(2年生以上)
	・907万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】 ・300万円以下 【所得連動返還型】	1,223万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	・卒業後20年以内 ・卒業後一定の収入(年収300万円)を得るまでは返還期限を猶予【所得連動返還型】	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) 学生が選択(平成25年9月現在)
		利率見直し方式 (5年毎)0.30% 利率固定方式 0.99%

「日本再興戦略」等における奨学金事業関連部分（抜粋）

■日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定）

⑤若者・高齢者等の活躍推進

○若者の活躍推進

- ・(略)さらに、若者等が経済状況にかかわらず大学等で学ぶことができるよう、奨学金制度を充実する。
- ・大学、大学院、専門学校等が産業界と協働して、高度な人材や中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するとともに、プログラム履修者への支援を行うなど、社会人の学び直しを推進する。(略)また、若者等の学び直しの支援のための奨学金制度の弾力的運用や雇用保険制度の見直し等を行う。

⑦グローバル化等に対応する人材力の強化

世界に勝てる真のグローバル人材を育てるため、「教育再生実行会議」の提言を踏まえつつ、国際的な英語試験の活用、意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与、及びグローバル化に対応した教育を牽引する学校群の形成を図ることにより、2020年までに日本人留学生を6万人(2010年)から12万人へ倍増させる。

○意欲と能力のある若者全員への留学機会の付与

- ・高校・大学等における留学機会を、将来グローバルに活躍する意欲と能力のある若者全員に与えるため、留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進、給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。

■教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

- ・日本人の海外留学者数の大幅な増加(2020年を目途に日本の海外留学生数を倍増(大学等:6万人から12万人, 高校:3万人から6万人))を目指し, 高校, 大学等における留学機会を, 将来グローバルに活躍する意欲と能力ある若者全員に与えるため, 留学生の経済的負担を軽減するための寄附促進, 給付を含む官民が協力した新たな仕組みを創設する。

17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減

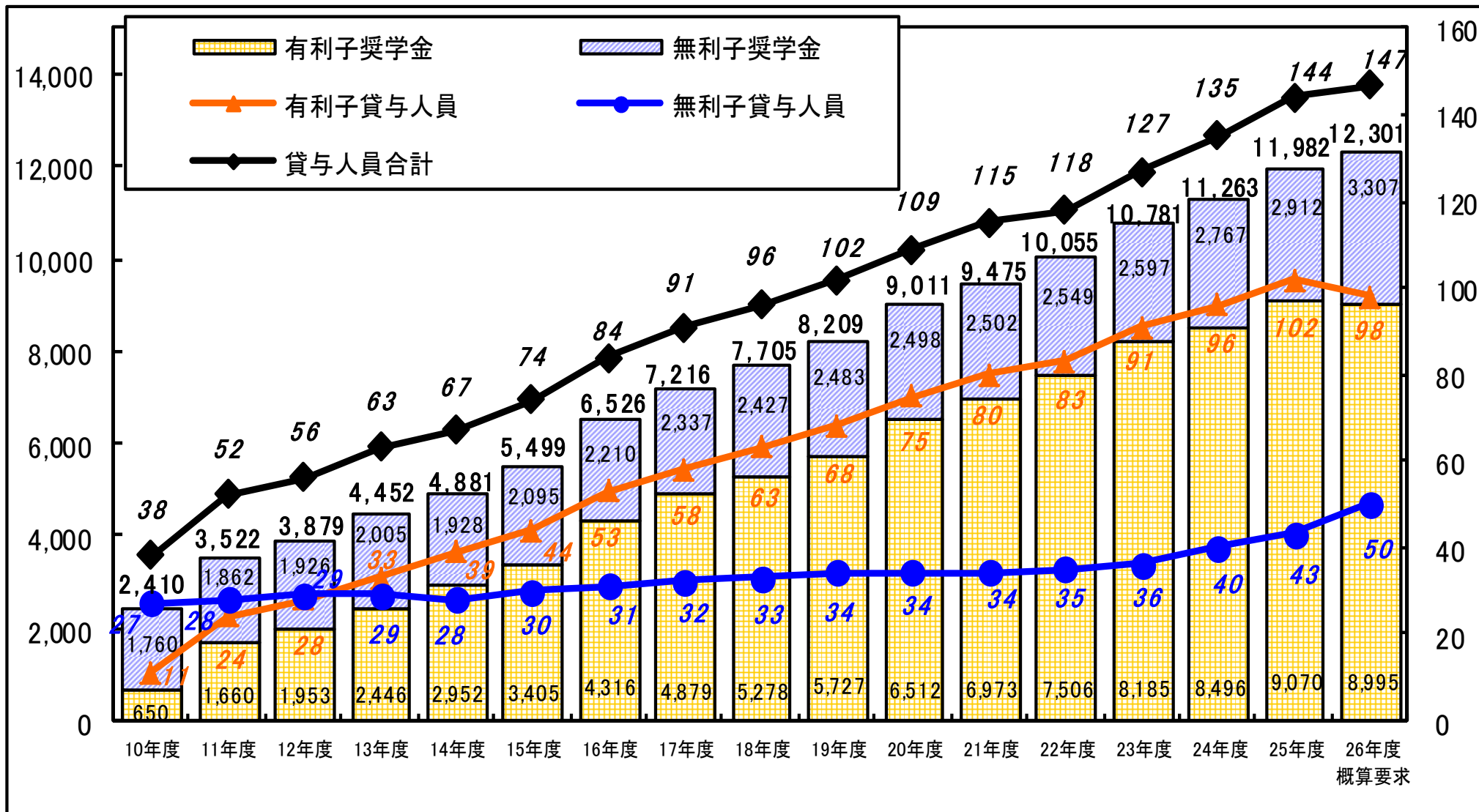
- ・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう, 授業料減免や学生等に対する奨学金などにより, 大学・短期大学生, 高等専門学校生, 専門学校生等に対する修学支援を推進する。学生等に対する奨学金については, 平成24年度から導入した「所得連動返済型の無利子奨学金制度」を着実に実施するとともに, 無利子奨学金について, 本人の所得の捕捉が可能となる環境の整備を前提に, 現行の一定額を返還する制度から, 卒業後の所得水準に応じて毎年の返還額を決める制度への移行や延滞金の賦課率の見直し等, 学生等の経済的支援の在り方について検討し, 奨学金制度の充実を図ることにより, 安心して教育を受けられる環境を整備する。

⇒ こうした方針を受けて、社会人の学び直し支援や日本人学生の海外留学支援など、人材育成の拡充に関する奨学金事業をより効果的に推進できるよう、様々な財源を模索しつつ、その具体的な方策について検討する。

(独) 日本学生支援機構 大学等奨学金事業の推移

(単位：億円)

(単位：万人)



(注) 貸与人員及び事業費の計は四捨五入の関係で一致しない場合がある。

18歳人口と進学率・奨学金貸与率の推移

18歳人口は、平成21年～32年頃まで、ほぼ横ばい(約120万人)で推移し、その後減少。

大学・短期大学の全学生数に対する日本学生支援機構奨学金の貸与率は、平成11年度以降、急激に上昇し、平成24年度では38.2%(103万1千人)。

